

議会運営委員会協議事項

令和2.2.27(木)
午後1時30分
第1委員会室

1 新型コロナウイルス感染症に対する議員の対応について

新型コロナウイルス感染症に対する議員の対応について（案）

- 1 発熱など、かぜの症状が出た場合、休会中並びに本会議及び委員会等の開催日でも自宅療養すること。
- 2 休会中であっても4日以上かぜの症状が続く場合は、事務局に連絡するとともに、「浜松市帰国者・接触者相談センター」（生活衛生課内 TEL453-6118）に相談すること。
- 3 感染の疑いがある場合や検査の実施及び結果については、その都度、事務局に連絡すること。
- 4 議員から本会議や委員会の傍聴希望は募らない。また、インターネット中継の視聴を促すこと。
- 5 本会議、委員会でのマスクの着用は推奨する。
- 6 パーティや講演会など多数の人が参加するイベントの開催や参加は、自粛すること。
- 7 感染が判明した後の議会対応は、保健所に相談した上で判断する。
- 8 この対応の期間は3月24日までとする。

※2及び3並びに7については、家族及び会派職員を含む。